

西浦和駅東西地区まちづくり協議会

【協議会規約】

協議会設立趣意書

当地区には区画整理区域として都市計画決定されながら、40年もの間事業化が出来なかった地区があり、局所的に土地が処分されるだけの開発や長期に亘り建築制限、土地利用を決めかねる事による未利用地によって混迷したまちの様相を見せている。

また、交通利便性から人気の高い田島団地は築後約50年の経年で今の時代にそぐわない建物・設備の老朽化が問題となっている。

そしてバイパスの西側地区は西浦和駅の徒歩圏で有りながら調整区域となったまま、部分的にはあるが建て詰まった住宅地開発が進められてしまっている。その結果、当地区や周辺部から人口が流出し、経済は停滞し、時代の流れから取り残された趣が支配的なまちとなっている。

一方、当地区は首都圏を代表する貴重な水辺の自然環境、豊かな田園、歴史的な遺構も多い桜区の玄関となっていて、交通の利便性を生かした多様な産業、ゆとりある居住環境、休日の健全なレクリエーションの場が身近にある郊外の理想を実現できる可能性も秘めている。折しも、バイパス西側がさいたま市により産業集積拠点整備の地区として選定され、新しいまちづくりへの好機が生まれつつある。

そこで、まちづくりの指標として、西浦和駅東西地区まちづくり検討会で作成した夢あふれる街「西浦和」のまちづくり憲章をベースに、人口減少社会が求めるコンパクトシティ形成の核となる地域経済、コミュニティとまちの骨組みや造りが三位一体となったまちづくりの姿を描き出し、実現していくために関係者が一つになってまちづくりのプロデューサー（地域マネジメント組織）となる協議会を設立するものである。

事務局

〒338-0837

埼玉県さいたま市桜区田島5-20-24 FC21ビル 3階

NPO法人 さいたま都市まちづくり協議会内

協議会規約

第1章 総則

[名称]

第1条 西浦和駅東西地区まちづくり協議会と称する。

[目的]

第2条 本地区及び周辺の資源と立地を活かした、本地区ならではの魅力に溢れた、バランスのとれた地域の核となるよう、まちづくり憲章を基にまちづくりの方向性を協議し、描き、実現する事を目的とする。権利者、関係者は「絆」の繋がりを大切にし、異なる立場を超えて、一致協力し、夢あふれる街「西浦和」の実現のため尽力するものとする。

[事業]

第3条 目的達成のため、まちづくりに関わる次の事業を行う。

- (1) 勉強会の開催、視察の企画実施、情報収集と研究
- (2) 調査、構想や計画の検討作成提案
- (3) 関係機関との協議調整、意見交換会の開催、合意形成
- (4) 広報誌の作成発行、まちづくり憲章等の説明会の開催
- (5) 住民及び関係機関との連絡、記録の作成保存、情報提供
- (6) 事業の企画実施、まちづくり施設の管理、イベント企画実施
- (7) 目的を達成するために必要な事業

[対象地区]

第4条 区画整理計画区域、田島団地、産業集積拠点整備区域とその周辺を対象地区の区域とする。

第2章 会員

[会員]

第5条 次の各号のうち会の趣旨に賛同し、入会手続きを経たものを会員とする。

- (1) 地区内の土地・建物の権利者で会の趣旨に賛同するもの
- (2) 地区内の自治会、商店会、企業、その他団体及び会員(非合法団体等を除く)
- (3) 本会より特別に会員として認められたもの(特別会員)

[入退会]

第6条 団体等は、構成員を代表して入退会の申し込みを行う事ができる。

第3章 役員

[役員]

第7条 本会は次の役員をおき、役員が本会の運営を行う。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 会計 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 理事 10名以上 各地区からの代表として選出
- (6) 監事 2名

[役員を選出]

第8条 役員は会員の中から理事会が役員改選年度に設置する推薦委員会が自薦・他薦の中から選出し、理事会が推薦して、総会の過半数の同意で承認決定する。

なお、設立時は地域の意見を聞きながら西浦和駅東西地区まちづくり協議会の提案を総会に諮り、決定する。

[役員任期]

第9条 任期は3年とし、再任を妨げない。

[役員解任]

第10条 役員にふさわしくない行為や不正行為があった時は、総会の過半数の同意で解任できる

[役員業務]

第11条 役員は次の業務を行う。

- 会長 : 総会決定事項の執行権限者とする。
- 副会長 : 会長を補佐し、会長に事故病気や不在等がある場合は会長の代行を行う。
- 会計 : 本会の会計を統括し、総会に報告する。
月毎の現金出納事務は事務局に委任できる。
- 事務局長 : 事務局の業務を統括する。
- 理事 : 理事会決定事項の執行を担当する。
- 監事 : 会計の適正な処理の確認を行う。
また、会の運営についての規約に反する行為や不正行為、社会的規範を著しく逸脱し、会及び会員の不利益に繋がる様な行為を総会にて報告する。

第4章 顧問・オブザーバー・専門職等

[顧問]

第12条 本会は顧問をおくことができる。

[オブザーバー]

第13条 本会はオブザーバーをおくことができる。

[専門職]

第14条 本会は専門職をおくことができる。

第5章 組織

[正副会長会]

第15条 会の運営上、緊急かつ重要な事項について、理事会を招集する時間的な余裕がない時、また、予め理事会より一任された事項について、特別な欠席事由の有る場合を除き会長、副会長、会計、事務局長全員の出席により協議、決定を行う。

招集は会長が行い、議長を務める。会長に事故、病気等その他の事由がある場合は、会長に代わり副会長が招集を行う事が出来る。決定事項は理事会にて報告を行う。

[理事会]

第16条 総会で決定された事項、一任された事項についての協議、決定、事業の執行を行う。
正副会長のうち2名以上、会計1名以上、事務局長と理事の2/3以上の出席で成立するものとする。招集は開催の14日前までに通知が届くよう会長が行い、議長を務める。
役員に不正等の行為があった場合は監事、もしくは役員5名の連名で、理事会を招集し、協議の議事提案ができる。

[委員会]

第17条 本会は検討課題や業務や地区毎に委員会をおく事ができる。
委員会は事務局長が参加し、担当理事を委員長とする具体的な業務を旨とし、決定は理事会が行う。委員会は理事会で過半数の同意により設置、解散を決定する。また、委員会は理事会の同意を得て職員を置くことができる。招集は業務の必要に応じ随時事務局長が行い進行を管理する。

[総 会]

第18条 本会の決定機関とする。書面表決、委任状も含め、2/3の出席により成立するものとする。本会の運営に関わる重要事項は2/3以上の同意、それ以外の普通事項は過半数の同意により決定するものとする。

但し、まちづくりに関わる計画や法的根拠に則った事項については、必要な権利者の同意とする。なお、権利者数の同意の確認方法は関係機関と協議の上、決定する。

招集は開催日の1カ月前までに会員に通知が届くよう、会長が行い、議長を務める。

役員に不正等の行為があった場合は監事、もしくは役員5名の連名で、総会を招集する事ができる。

[総会の議決権数]

第19条 会員一人の持つ議決権は1とし、会員が所属する団体の長が議決権の賛否数を報告して行使しする。団体の構成員は所属団体の長に議決権を委任できる。

但し、まちづくりの計画等に際し、法的な根拠により議決権数や行使の方法が示されている場合は法に従う。

第6章 事務局

[事務局]

第20条 本会は事務局を当面、NPO法人さいたま都市まちづくり協議会の事務所に置き、事務局は次の業務を行う。事務局は理事会の同意を得て、事務局員をおくことができる。

- (1) 協議会の運営・企画に関する事
- (2) 各委員会の運営や統括、調整
- (3) 各種事務手続き及び庶務
- (4) 事務連絡
- (5) 会議の記録や資料文書の保管、問い合わせ等についての対応
- (6) その他理事会等で充てられた業務
- (7) 会計より委任された現金出納
- (8) 総会議案書の作成、記録、運営

第7章 会計

[経 費]

第21条 本会の運営に要する経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる借入れは行わず、事業は収入の範囲で行う。但し、不測の事態による損失は構成員がこれを負担し、補填する。

[会 費]

第22条 会員は年度当初、応分の負担分の会費を納めるものとする。会費額は別途細則に定める。尚、年度途中で退会した場合でも、既納会費は返還しない。

団体の長は所属する会員の会費を一括して納める事とする。

[会計年度]

第23条 会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

[帳簿の整備及び閲覧]

第24条 帳簿を整備し、事務局に保存する。

会員から正当な閲覧の請求があった時はこれを閲覧させる。

第8章 事業計画、予算、決算

[事業計画及び予算]

第25条 本会は年度毎の事業計画、及び事業実施に必要な予算を算定し、総会で過半数の同意を得た事業を行う事ができる。事業年度途中で大幅な変更や修正を必要とするときは、総会を招集し、2/3以上の同意を得て事業を行う事が出来る。

[事業報告及び決算]

第26条 本会は会計年度末に当該年度事業と決算を総会に報告し、2/3以上の同意をもって終了とする。

第9章 規約の変更

[規約の承認、変更、廃止]

第27条 この規約は総会の2/3以上の同意によって承認、変更、廃止する事ができる。

第10章 解散

[解散]

第28条 本会は総会の2/3以上の同意をもって解散する事ができる。但し、支払等清算を終えるまでは解散する事ができない。

[財産の処分]

第29条 解散した時の財産処分方法は細則に定めるものとする。

第11章 雑則

[細則への委任]

第30条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の審議を経て、2/3以上の同意により細則で定める。

[情報公開]

第31条 会員から経理、総会の議事録等、文書の閲覧の請求があるときは閲覧させることができる。但し、不当な請求についてはこの限りでない。

[守秘義務]

第32条 事業遂行上、或いは関係者からもたらされた秘匿すべき事柄や情報は情報公開の対象とはせず、その内容を正副会長会、或いは理事会でこれを管理する。

[個人情報保護]

第33条 本会は業務上得た個人情報の保護に努めるものとする。

附 則

この規約は平成28年3月9日から施行する。